

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出 別表2

1. 救急医療管理加算3
2. がん治療連携指導料
3. 在宅療養支援病院
4. 在宅時医学総合管理料の注16に規定する基準
5. CT撮影及びMRI撮影
6. 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
7. 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
8. 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
9. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
10. 入院ベースアップ評価料

その他

酸素の購入単価(病床数 33床)

令和8年6月1日現在